

株 主 各 位

東京都千代田区内幸町一丁目1番7号
ウェルネット株式会社
代表取締役社長 宮 澤 一 洋

第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成22年9月24日（金曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年9月25日（土曜日）午後1時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールD5
(会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、ご来場くださいますようお願い申し上げます。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第28期（平成21年7月1日から平成22年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第28期（平成21年7月1日から平成22年6月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役7名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件
 - 第5号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.well-net.jp>）において周知させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成21年7月1日から
平成22年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、一部の経済指標に持ち直しの傾向は見られるものの、自律性に乏しく、雇用情勢の悪化や海外景気の下振れ懸念、デフレの影響など、景気を下押しするリスクが依然として存在する状況が続いております。

当社IT事業の主要事業領域であるEC市場は、消費者の購買活動の変化や企業のようなサービスの提供が進み、拡大基調を続けておりますが、競争も激化しております。

このような情勢のもと当社は、新たなグループ体制のもと、IT事業とエネルギー事業において諸施策を着実に実行してまいりました。

そのような中で、当社グループは、両事業の今後の経営戦略を検討した結果、平成22年6月30日をもって、連結子会社であった株式会社一高たかはしの全株式を株式会社サイサンに譲渡いたしました。この結果、エネルギー事業を展開する株式会社一高たかはし及びその子会社5社は平成23年6月期より連結対象から外れることとなりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の経営成績は、売上高39,919百万円、営業利益1,153百万円、経常利益1,337百万円となりました。また、子会社である株式会社一高たかはしの全株式を譲渡したことによる関係会社株式売却益2,261百万円を特別利益として計上したことから、当期純利益は2,591百万円となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

< I T 事業 >

I T 事業における各サービス別の概況は以下のとおりとなっております。
(前期比較は、前連結会計年度の数値を当連結会計年度のサービス区分に変更した数値と比較しております。また、各サービス別の売上高は、セグメント間の内部売上高を含めて記載しております。)

i. マルチペイメントサービス

特にEコマース向けを中心として既存契約事業者の決済取扱量が堅調に増加いたしました。また、新規契約事業者の獲得を積極的に推進し、公共料金分野における企業の利用が拡大するなど顧客事業者分野の拡大を図りました。これらの結果、マルチペイメントサービスにおける決済取扱高は年間2,407億円(前期比113.0%)となり、売上高は3,962百万円(前期比116.1%)、売上総利益は1,218百万円(前期比107.5%)と順調に拡大いたしました。

ii. オンラインビジネスサービス

P I Nオンライン販売サービスでは、前連結会計年度における販売提携先の拡充が売上高増加に寄与したほか、既存販売提携先においても積極的な販促効果により売上高が増加いたしました。ネットD E受取サービスでは、引き続き、サービスの認知度向上に努めました。また、顧客がコンビニのK I O S K端末を利用して検定試験等の申込を行い、スムーズに決済まで行うことができる新サービスにつきましては、入学試験等にも拡大するなど、サービス領域の拡充に努めました。これら決済の周辺領域へのサービス拡充に継続的に取り組み、サービスの付加価値向上を図りました。これらの結果、オンラインビジネスサービスの売上高は26,129百万円(前期比115.3%)、売上総利益は279百万円(前期比111.8%)となりました。

iii. 電子認証サービス

電子認証サービスにおきましては、引き続き、新規事業の柱として育成すべく、サービスの認知度向上及びサービス機能整備・拡充に取り組みました。既存契約事業者においては、サービスの認知度が高まったことから利用率が向上いたしました。また、前連結会計年度において不具合が発生したシステムを全面改修し、安定稼動に入りました。これらの結果、電子認証サービスの売上高は206百万円(前期比115.6%)、売上総利益は△44百万円となりました。

以上の結果、IT事業の当連結会計年度の経営成績は、売上高30,214百万円、営業利益597百万円となりました。

<エネルギー事業>

エネルギー事業におきましては、原油価格が一昨年の不安定な価格動向から転じて上昇基調となり、LPガス・灯油ともに仕入価格が右肩上がりで推移いたしました。このような環境のもと、LPガス及び灯油の販売数量が予定を上回り、加えてスプレッドも順調に推移したため、売上高及び粗利益は、予定を上回りました。また、札幌市内にある複数の事務所を統合するなどコストの見直しに努めた結果、一般管理費が全般的に低減し、営業利益の底上げに貢献いたしました。

以上の結果、エネルギー事業の当連結会計年度の経営成績は、売上高9,705百万円、営業利益586百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に当社が実施いたしました設備投資の総額は28百万円であり、その主なものは、サーバー設備及びその附属装置であります。

③ 資金調達の状況

連結子会社であった株式会社一高たかはしが保有していた当社株式の企業集団外への売却により、1,576百万円の資金調達いたしました。

④ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、平成22年6月30日付で連結子会社であった株式会社一高たかはしの全株式を譲渡いたしました。

(2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、一部経済指標に改善の兆しが見られるものの、海外景気の下振れ懸念や雇用情勢の悪化など、景気を下押しするリスクが依然として残る状況が続くと見込まれます。当社は、平成22年8月に策定いたしました中期経営計画に掲げられた諸施策を着実に実行し、持続的な事業成長を実現してまいります。

今後の戦略の軸は以下のとおりであります。

- ① 現在の中核3事業ユニット＝バリューートランスファープラットフォームの拡充
- ② データセンター再構築
- ③ 新規事業
- ④ グローバル化
- ⑤ 当社事業とシナジー効果の高い事業者との提携、M&A

当社は「新規スキーム開発企業」として、スキームの市場投入スピードをNo. 1プライオリティとしてまいりました。失敗の経験もありますがその「先行者メリット」も十分ありました。同時に当社の「運用安定性」については各方面から高い評価をいただくにいたりました。

その一方で業容の拡大とその情報処理が多岐にわたるにつれ、必ずしも効率的とはいえない部分も生じております。今後は安定運用を堅持しながら、一方でクラウドなど新たなテクノロジーを意識したシステム開発・運用を行ってまいります。具体的には仮想化技術の有効活用の検討を今期中に終え、3年計画でシステム構築と運営のベストパフォーマンスを目指します。

新規事業については今までの“アイディア”に加え、最先端のテクノロジーを活かし、かつ、ユーザーフレンドリーな“あったら便利なくみ”の開発・提供を行ってまいります。

当社のビジネスモデルは従来からグローバル展開が可能といわれてまいりましたが、海外展開については数年に一度のマーケティングを行う以外、慎重な姿勢を保ってまいりました。安直なグローバル化は論外ですが、今後は継続的に情報収集を行うとともに、それにより複合的な効果を見出せる場合、グローバル展開を視野に入れてまいります。

以上に加え手元資金を有効活用し、当社が展開するビジネスとシナジー効果の高い事業者との提携、M&Aを重要戦略の一つとして位置づけます。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	単位	第 25 期 (平成19年6月期)	第 26 期 (平成20年6月期)	第 27 期 (平成21年6月期)	第 28 期(当連結会計年度) (平成22年6月期)
売 上 高	千円	—	—	—	39,919,837
経 常 利 益	千円	—	—	—	1,337,237
当 期 純 利 益	千円	—	—	—	2,591,989
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	30,294.40
総 資 産	千円	—	—	16,449,776	—
純 資 産	千円	—	—	2,578,718	—
1株当たり純資産額	円	—	—	33,403.52	—

- (注) 1. 第27期が連結初年度ですので、第26期以前については記載しておりません。また、連結子会社のみなし取得日を第27期末としていることから、第27期においては貸借対照表のみを連結しているため、連結損益計算書を作成しておりません。
2. 第28期(当連結会計年度)に連結子会社であった株式会社一高たかばしの全株式を平成22年6月30日付で譲渡いたしました。このため、第28期においては連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書のみを作成し、連結貸借対照表は作成しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	単位	第 25 期 (平成19年6月期)	第 26 期 (平成20年6月期)	第 27 期 (平成21年6月期)	第 28 期(当事業年度) (平成22年6月期)
売 上 高	千円	20,145,758	24,312,541	26,244,068	30,297,781
経 常 利 益	千円	327,471	587,998	629,706	546,230
当 期 純 利 益	千円	120,519	311,230	308,959	2,591,989
1株当たり当期純利益	円	1,606.90	4,075.14	3,785.99	23,030.08
総 資 産	千円	7,722,137	10,983,275	12,992,231	14,871,664
純 資 産	千円	2,115,650	2,452,780	5,580,718	6,793,851
1株当たり純資産額	円	27,984.79	31,821.23	48,644.73	67,702.23

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

当連結会計年度に連結子会社であった株式会社一高たかはしの全株式を平成22年6月30日付で譲渡いたしました。このため、当連結会計年度末において子会社はありません。

(5) 主要な事業内容（平成22年6月30日現在）

事業部門	事業内容
マルチペイメントサービス	コンビニ店頭や郵便局で払込取扱票を利用して決済するサービスとコンビニのKIOSK端末や銀行ATM、ネットバンク、クレジットカード、電子マネーなどを利用して決済するサービスをワンストップで提供しております。
オンラインビジネスサービス	PINをコンビニ店頭でオンライン発行し販売するサービス（PINオンライン販売サービス）、KIOSK端末から各種申込を行うことができるサービス及び事業者から顧客への振込をウェブを利用してより効率的に行うサービス（ネットDE受取サービス）などを提供しております。
電子認証サービス	携帯電話などに表示する二次元コードや非接触ICチップを利用した認証サービスを提供しております。

(6) 主要な営業所及び事業所（平成22年6月30日現在）

本 社	東京都千代田区内幸町1丁目1番7号NBF日比谷ビル26階
管理部・業務部	札幌市厚別区下野幌テクノパーク1丁目1番15号

(7) 使用人の状況（平成22年6月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

当連結会計年度に連結子会社であった株式会社一高たかはしの全株式を平成22年6月30日付で譲渡いたしました。このため、該当事項はありません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名	名減	歳	年
76	1	34.7	4.6

(注) 上記使用人数は、パートタイマーを含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成22年6月30日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社日本政策投資銀行	90,000 千円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成22年6月30日現在）

- | | |
|--------------|----------|
| ① 発行可能株式総数 | 273,120株 |
| ② 発行済株式の総数 | 115,019株 |
| ③ 株主数 | 4,820名 |
| ④ 大株主（上位10位） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
株式会社日本政策投資銀行	11,500	11.5
株式会社三井住友銀行	5,016	5.0
東京中小企業投資育成株式会社	4,668	4.7
柳 本 孝 志	4,648	4.6
株式会社北洋銀行	3,792	3.8
野村証券株式会社	3,594	3.6
株式会社北海道銀行	2,892	2.9
高 橋 雄 一 郎	2,616	2.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	2,292	2.3
宮 澤 一 洋	2,280	2.3
萬 範 幸	2,280	2.3

(注) 1. 当社は、自己株式を14,670株保有しておりますが、上記大株主からは除外しておりません。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (平成22年6月30日現在)

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

旧商法第341条ノ2の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

第2回無担保新株予約権付社債（平成16年6月28日発行）

（平成16年5月12日取締役会決議）

新株予約権付社債の残高（円）	—
新株予約権の数（個）	6
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	17,500
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成26年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 17,500 資本組入額 8,750
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部について行使請求することはできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	・ 本社債と本新株予約権を分離して譲渡することはできない。ただし、本社債が消滅した場合はこの限りでない。 ・ 本社債消滅後に本新株予約権を譲渡する時は、取締役会の承認を要するものとする。

(3) 会社役員の状態

① 取締役及び監査役の状態（平成22年6月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状態
代表取締役会長	柳本孝志	
代表取締役社長	宮澤一洋	
取締役	萬範幸	業務部長
取締役	栗原章	システム開発部長
取締役	小林伴之	オンラインビジネス営業部長
取締役	滝島啓介	電子認証営業部長
取締役	小澤幹人	弁護士
監査役（常勤）	志賀八良	
監査役	赤澤正通	
監査役	後藤勝彦	

(注) 1. 取締役小澤幹人氏は、社外取締役であります。

2. 監査役全員は、社外監査役であります。

3. 当社は、取締役小澤幹人氏及び監査役志賀八良氏、赤澤正通氏、後藤勝彦氏を大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状態
小澤幹人	平成21年9月26日	辞任	監査役
小島敬一	平成22年6月30日	辞任	取締役

③ 取締役及び監査役の報酬等

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役	8名	137,106千円	うち社外1名4,500千円
監査役	4名	6,552千円	うち社外4名6,552千円
合計	12名	143,658千円	

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成20年9月27日開催の第26回定時株主総会決議において年額200,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成18年9月25日開催の第24回定時株主総会決議において年額30,000千円以内と決議いただいております。
3. 上記には、平成21年9月26日をもって辞任した社外監査役1名の在任中の報酬等の額を含んでおります。
4. 上記には、平成22年6月30日をもって辞任した取締役1名の在任中の報酬等の額を含んでおります。
5. 上記の他、当事業年度において、平成22年9月25日開催予定の定時株主総会終結の時をもって退任予定の取締役1名に対する役員退職慰労引当金繰入額94,500千円（過年度における職務執行の対価として支給される役員退職慰労金を含む。）を計上しております。

④ 社外役員に関する事項

- i. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役小澤幹人氏は、弁護士を兼務しております。
- ii. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 内 容
取 締 役	小 澤 幹 人	平成21年9月26日就任以降に開催された取締役会18回のうち全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
常 勤 監 査 役	志 賀 八 良	当事業年度開催の取締役会23回のうち全てに出席し、また、監査役会12回のうち全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	赤 澤 正 通	当事業年度開催の取締役会23回のうち全てに出席し、また、監査役会12回のうち全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	後 藤 勝 彦	平成21年9月26日就任以降に開催された取締役会18回のうち全てに出席し、また、監査役会10回のうち全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

iii. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び各社外監査役ともに同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

創研合同監査法人

② 報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	27,800千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,800千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合など、その必要があると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

**(5) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制**

当社は、①業務の有効性及び効率性、②財務報告の信頼性、③事業活動に関わる法令等の遵守、④資産の保全、という4つの目的達成のために、企業内のすべての者によって遂行されるプロセスである内部統制システムを構築しております。

また、内部統制システムにおいては、統制環境・活動を整備することのほかに情報の伝達経路を確保し、リスクに対応する体制を構築することが不可欠と考えております。

これらのことを念頭に置いた、当社の基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりとなっております。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「職務権限規程」「業務分掌規程」「組織規程」等の規程を整備し、各職位が明確な権限と責任を持って業務を遂行することで内部統制を図り、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保しております。

また、法令遵守の立場から、コンプライアンス体制の基礎として、役員及び社員が遵守すべき、「ウェルネットコンプライアンス行動規準」を定めております。

監査役は、取締役会及び重要会議の出席、取締役からの聴取、稟議書・重要書類等の監査を通じてコンプライアンス体制に問題点がある場合の把握に努めております。

内部監査は、社長に任命された内部監査チームによって各部門の業務監査を実施し、その報告は社長に直接行うことで、取締役による適切な職務執行を確保しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に従い保存及び管理を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

通常は、月例及び臨時の取締役会、各部門会議、マネージャーミーティング等の会議体において、各業務執行部門で収集されたリスク情報及び問題提起がなされ、その検討及び対応策に関する意思決定を行い、社内に周知徹底を図っております。

また、社外からのリスク情報については、顧問弁護士や監査法人等から入手するとともに、公正・適切な助言・指導を受けております。

緊急時は、すみやかに取締役会を招集し、事実関係の確認を行ったうえで、その対応にあたっております。

特に個人情報保護重視の観点から、個人情報漏洩時においては、プライバシーマークに基づく「個人情報保護運用マニュアル」によって対応することとしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

少数の取締役による迅速な意思決定を旨として、月1回の定時取締役会及び機動的な臨時取締役会を開催しております。

また、取締役及び社員の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「職務権限規程」「業務分掌規程」「組織規程」を定めております。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人のコンプライアンス推進のために、「ウェルネットコンプライアンス行動規準」を定めており、法令の遵守、インサイダー取引の禁止、情報・リスク管理、人権尊重などの規準の趣旨を十分に理解し、自らの行動及び会社のための行動において遵守するよう指導しております。

使用人の職務の執行が適正に行われていることを検証するため、社長に任命された内部監査チームによる監査を実施し、社長に対し直接報告する体制をとっております。

また、社内においてコンプライアンス違反行為等を発見した場合には、管理部長に通報しなければならないこととしております。

この場合、通報者の希望による匿名を認めることとし、不利益な扱いをいたしません。

⑥ **株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社グループにおける業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」を定めており、子会社が行う重要な意思決定については、当社との事前の協議が必要な旨を定め、子会社の適切な管理を行っております。

⑦ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

現在、監査役を補助する使用人を置いておりませんが、監査役が必要とする場合は、その職務を補助すべき使用人を置くことといたします。

また、その選任については、取締役会において社員の中から適任者を決定いたします。

⑧ **前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役職務を補助する使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事異動、人事考課、賃金その他の報酬については監査役会の同意を得たうえで、取締役会において決定いたします。

⑨ **取締役及び使用人が監査役会または監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役は、取締役会等において業務の執行状況を報告するとともに、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役会または監査役に報告を行います。

内部監査においては、監査役は随時内部監査に同行し、内部監査チームと連携して業務監査を実施し、その内容を把握しております。

取締役及び使用人は、上記以外に業務等で当社にとって重要な事項を発見した場合は、監査役会または監査役に報告を行います。

⑩ **その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役による監査が実効的に行われることを確保するため、会計監査人等との連絡を密にし、外部のアドバイスを活用しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また当社は、当社株式の大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が事業計画や代替案等を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉等を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。特に、現在の当社には、(a)当社の中核事業である収納代行事業を安全に遂行すべく、もともと健全な財務状況を確保していることに加え、(b)当社が保有する完全子会社であった株式会社一高たかはしの全株式を売却処分し、多額の現金を保有する特殊な事情が存在いたします。

したがって、当社としてはこのような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上する必要があると考えております。

② 前記①の基本方針に係る取り組みの具体的内容

i. 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、平成8年の実質的創業以来、「思い」を持った社員とともに自らの可能性を信じ続け“世の中にあったら便利なしくみ”を自らリスクを

負って開発し、社会に対して“すぐに利用できる具体的な形＝プラットフォーム”として提供するという企業理念に基づき、収納代行業者の草分けの新興企業として業績を伸ばしてきました。そして、平成21年度には、当社の中核事業の収納代行業に必要とされる強靱な財務体質の確保等の観点から、時価総額において大幅に逆転していた元親会社である株式会社一高たかはしを株式交換により完全子会社化したことに伴い、当社のさらなる成長と発展のための基盤をより強固なものとしたしました。

そして、現在の当社は、(a)多数の事業者様からの信頼を得て、そのお客様から多額の収納金を預かるとともに、(b)お取引いただく収納代行機関様も増え、また、社内関係においては、(c)株式交換により株式会社一高たかはしの株主様に当社の株主様になっていただくなど株主様の数も増え、(d)事業の拡大にあわせて社員の数も増えました。そこで、当社は、IT関係の新興企業から、このような多種多様なステークホルダーの皆様へ、よりご満足いただける企業に生まれ変わるべく、原価構成分析システムの構築を通じて事業内容の可視化を進め、新規事業取組プロセスの透明化を図り、それらを支援するための人事評価システムを更新しております。

また、当社は、事業規模の拡大及び事業内容の複雑化を踏まえ、平成21年度以降、実質的創業メンバーに加えて、業務執行体制強化のために取締役数を増員し、さらに独立役員となる社外取締役及び社外監査役を経営陣に迎えて、コーポレート・ガバナンスの確立と強化を図ってまいりました。各独立役員は、当社取締役会において忌憚のない意見を述べ、時には実際に経営者提案の議案に反対するなど、経営者に対する牽制、監督機能を十分に果たしております。

ii. 基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成22年5月24日開催の取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を決定するとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとして、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入いたしました。本プ

ランは、株主の皆様のご意思に従い、株主総会または取締役会の決議に基づいて廃止できるように設計されており、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランは、当社の株券等に対する買付等（注1）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様が取締役会の事業計画や代替案等を提示したり、買付者等との協議・交渉等を行ったりするための手続きを定めております。なお、買付者等には、本プランに係る手続きを遵守していただき、本プランに係る手続きの開始後、当社取締役会において新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議がなされるまでの間または株主総会において新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議がなされるまでの間、買付等を進めてはならないものとしております。

買付者等が本プランにおいて定められた手続きに従うことなく買付等を行うなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合は、当社は当該買付者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権をその時点のすべての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

（注1）対象となる買付等とは、以下の①または②に掲げる者をいいます。

- ①当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等
- ②当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

③ 前記② ii. の取り組みについての当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様事業計画・代替案等を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行ったりすることを可能とす

ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものであります。

その発効は当社取締役会決議によるものですが、本定時株主総会において本プランにつき承認決議の決議がなされることを条件として本プランを継続させていただく予定であります。また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合、株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの導入及び廃止は、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

本プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的判断を排するために、当社経営陣から独立した、企業経営等に関する専門知識を有する者のみから構成される独立委員会の判断を経ることとなっております。また、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保しており株主共同の利益確保に必要な範囲内の対抗措置であると考えます。

当社は、以上の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取り組みは、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。

## 連結貸借対照表

当連結会計年度末に連結子会社が存在しないため、連結貸借対照表は作成しておりません。

# 連結損益計算書

(平成21年7月1日から  
平成22年6月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                 | 金       | 額          |
|---------------------|---------|------------|
| 売 上 高               |         | 39,919,837 |
| 売 上 原 価             |         | 34,982,454 |
| 売 上 総 利 益           |         | 4,937,382  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 |         | 3,783,535  |
| 営 業 利 益             |         | 1,153,846  |
| 営 業 外 収 益           |         |            |
| 受 取 利 息             | 15,439  |            |
| 受 取 配 当 金           | 516     |            |
| 負 の の れ ん 償 却 額     | 279,303 |            |
| 匿 名 組 合 投 資 利 益     | 46,855  |            |
| そ の 他               | 49,477  | 391,592    |
| 営 業 外 費 用           |         |            |
| 支 払 利 息             | 49,434  |            |
| 株 式 交 付 費           | 19,365  |            |
| 複 合 金 融 商 品 評 価 損   | 102,650 |            |
| 持 分 法 に よ る 投 資 損 失 | 10,550  |            |
| そ の 他               | 26,200  | 208,201    |
| 経 常 利 益             |         | 1,337,237  |



| 科 目                          | 金         | 額         |
|------------------------------|-----------|-----------|
| <b>特 別 利 益</b>               |           |           |
| 固 定 資 産 売 却 益                | 67,914    |           |
| 関 係 会 社 株 式 売 却 益            | 2,261,861 |           |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額              | 2,927     |           |
| 受 取 保 險 金                    | 28,497    |           |
| 補 助 金 収 入                    | 1,960     | 2,363,161 |
| <b>特 別 損 失</b>               |           |           |
| 固 定 資 産 売 却 損                | 3,747     |           |
| 固 定 資 産 除 却 損                | 48,036    |           |
| 役 員 退 職 慰 勞 引 当 金 繰 入 額      | 94,500    |           |
| 事 務 所 移 転 費 用                | 8,562     |           |
| 障 害 対 応 費                    | 5,059     | 159,905   |
| <b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b> |           | 3,540,493 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税        | 952,048   |           |
| 法 人 税 等 調 整 額                | △3,544    | 948,504   |
| <b>当 期 純 利 益</b>             |           | 2,591,989 |

## 連結株主資本等変動計算書

(平成21年7月1日から  
平成22年6月30日まで)

(単位：千円)

|                  |            |
|------------------|------------|
| 株主資本             |            |
| 資本金              |            |
| 前期末残高            | 667,782    |
| 当期変動額            |            |
| 当期変動額合計          | —          |
| 当期末残高            | 667,782    |
| 資本剰余金            |            |
| 前期末残高            | 3,509,216  |
| 当期変動額            |            |
| 自己株式の処分          | △152,733   |
| 連結子会社からの自己株式の取得  | 18,899     |
| 資本剰余金から利益剰余金への振替 | 133,833    |
| 当期変動額合計          | —          |
| 当期末残高            | 3,509,216  |
| 利益剰余金            |            |
| 前期末残高            | 1,425,696  |
| 当期変動額            |            |
| 剰余金の配当           | △92,638    |
| 当期純利益            | 2,591,989  |
| 資本剰余金から利益剰余金への振替 | △133,833   |
| 連結除外に伴う変動額       | 88,803     |
| 当期変動額合計          | 2,454,320  |
| 当期末残高            | 3,880,017  |
| 自己株式             |            |
| 前期末残高            | △3,023,977 |
| 当期変動額            |            |
| 自己株式の処分          | 1,852,000  |
| 連結除外に伴う変動額       | △91,187    |
| 当期変動額合計          | 1,760,812  |
| 当期末残高            | △1,263,165 |
| 株主資本合計           |            |
| 前期末残高            | 2,578,718  |
| 当期変動額            |            |
| 剰余金の配当           | △92,638    |
| 当期純利益            | 2,591,989  |
| 自己株式の処分          | 1,699,266  |
| 連結子会社からの自己株式の取得  | 18,899     |
| 資本剰余金から利益剰余金への振替 | —          |
| 連結除外に伴う変動額       | △2,383     |
| 当期変動額合計          | 4,215,132  |
| 当期末残高            | 6,793,851  |

|                  |                  |
|------------------|------------------|
| 純資産合計            |                  |
| 前期末残高            | 2,578,718        |
| 当期変動額            |                  |
| 剰余金の配当           | △92,638          |
| 当期純利益            | 2,591,989        |
| 自己株式の処分          | 1,699,266        |
| 連結子会社からの自己株式の取得  | 18,899           |
| 資本剰余金から利益剰余金への振替 | —                |
| 連結除外に伴う変動額       | △2,383           |
| 当期変動額合計          | <u>4,215,132</u> |
| 当期末残高            | <u>6,793,851</u> |

## 連結注記表

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社であった株式会社一高たかはしについては、平成22年6月30日付で当社が保有する全株式を譲渡いたしました。本株式譲渡により、同社及び同社の子会社である西山油機株式会社、株式会社ガスコープいちたか、株式会社はまなすエネルギー、株式会社ダイニ、置賜日通燃料株式会社は、当社の連結子会社ではなくなったため、当連結会計年度末における連結子会社はありません。このため、当連結会計年度においては、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書のみを作成し、連結貸借対照表は作成していません。

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 株式会社アイトリート
- ・連結の範囲から除いた理由 株式会社一高たかはしの子会社である株式会社アイトリートは、事業を閉鎖しており、売上高及び当期純利益等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除いております。

なお、平成22年6月30日付で当社が保有する株式会社一高たかはしの全株式を譲渡したため、当連結会計年度末における子会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・関連会社の名称 ユニガスLLC (UNIGAS LLC)

② 持分法を適用していない関連会社の状況

- ・関連会社の名称 株式会社エネアージュ
- ・持分法を適用しない理由 持分法を適用していない関連会社1社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

なお、平成22年6月30日付で当社が保有する株式会社一高たかはしの全株式を譲渡したため、当連結会計年度末における関連会社はありません。

### (3) 会計処理基準に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券…………… 償却原価法（利息法）

ロ. 子会社及び関連会社株式…………… 移動平均法による原価法

##### ハ. その他有価証券

・時価のあるもの…………… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、全体を時価評価し、評価差額を当連結会計年度の損益に計上しております。

・時価のないもの…………… 移動平均法による原価法

##### たな卸資産の評価基準及び評価方法

イ. 商品…………… 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ロ. 仕掛品…………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ハ. 貯蔵品…………… 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

…………… 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及びその他のうちソフトウェアと一体となってサービスを提供するサーバー設備並びに連結子会社における供給設備については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～39年

供給設備 3～10年

##### ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

…………… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によりしております。

## ハ、リース資産

### 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

## ③ 重要な引当金の計上基準

イ、貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ、賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給予想額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

ハ、退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務（簡便法による期末自己都合要支給額）及び年金資産に基づき計上しております。

ニ、役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えるため、期末要支給額相当額を計上しております。

（追加情報）

当社は役員退職慰労金制度を設けておりませんが、平成22年8月9日開催の取締役会において、平成22年9月25日開催予定の定時株主総会における決議を前提に退任取締役に対して退職慰労金を支給することを決議いたしましたので、当該役員退職慰労金相当額を特別損失として計上するとともに、同額を役員退職慰労引当金に計上しております。

## ④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

なお、控除対象外消費税等は、発生連結会計年度の期間費用としております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産の「その他」に計上し、法人税法の規定により均等償却を行っております。

(4) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんは発生日より20年間以内の合理的な年数で償却しております。負ののれんは2年間で均等償却しております。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 前連結会計年度末の株式数<br>(株) | 当連結会計年度増加株式数<br>(株) | 当連結会計年度減少株式数<br>(株) | 当連結会計年度末の株式数<br>(株) |
|-------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 普通株式  | 115,019             | —                   | —                   | 115,019             |

(2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類   | 前連結会計年度末の株式数<br>(株) | 当連結会計年度増加株式数<br>(株) | 当連結会計年度減少株式数<br>(株) | 当連結会計年度末の株式数<br>(株) |
|---------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 普通株式(注) | 37,820              | —                   | 23,150              | 14,670              |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少23,150株は、連結子会社であった株式会社一高たかしかしが保有していた当社株式の第三者への譲渡による減少であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成21年9月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 137,668        | 1,200           | 平成21年6月30日 | 平成21年9月28日 |

(注) 配当金の総額には、連結子会社であった株式会社一高たかしかしが保有していた当社株式(37,525株)に係る配当金が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成22年9月25日開催予定の第28回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-------|-----------------|------------|------------|
| 平成22年9月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 220,767        | 利益剰余金 | 2,200           | 平成22年6月30日 | 平成22年9月27日 |

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

|            |                   |
|------------|-------------------|
|            | 平成16年5月12日取締役会決議分 |
| 目的となる株式の種類 | 普通株式              |
| 目的となる株式の数  | 3,000株            |

(注) 上表の新株予約権は、連結子会社であった株式会社一高たかはしが保有するものであります。

4. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり当期純利益 30,294円40銭

(注) 当連結会計年度については、連結貸借対照表を作成しておりませんので、1株当たり純資産額は、記載を省略しております。

5. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。



# 貸借対照表

(平成22年6月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部       |                     | 負 債 の 部         |                    |
|---------------|---------------------|-----------------|--------------------|
| 科 目           | 金 額                 | 科 目             | 金 額                |
| <b>【流動資産】</b> | <b>【12,511,687】</b> | <b>【流動負債】</b>   | <b>【7,999,333】</b> |
| 現金及び預金        | 10,741,800          | 買掛金             | 2,564,000          |
| 売掛金           | 1,615,000           | 1年内返済予定の長期借入金   | 20,000             |
| 商品            | 2,432               | リース債務           | 1,149              |
| 仕掛品           | 1,092               | 未払金             | 138,259            |
| 貯蔵品           | 1,249               | 未払費用            | 12,520             |
| 前払費用          | 26,138              | 未払法人税等          | 305,000            |
| 繰延税金資産        | 88,065              | 未払消費税等          | 16,707             |
| その他           | 35,909              | 前受金             | 22,879             |
| <b>【固定資産】</b> | <b>【2,359,977】</b>  | 預り金             | 27,044             |
| (有形固定資産)      | ( 725,666)          | 収納代行預り金         | 4,797,116          |
| 建物            | 168,015             | 役員退職慰労引当金       | 94,500             |
| 構築物           | 2,604               | その他             | 156                |
| 車両運搬具         | 152                 | <b>【固定負債】</b>   | <b>【 78,479】</b>   |
| 工具、器具及び備品     | 411,501             | 長期借入金           | 70,000             |
| 土地            | 136,266             | リース債務           | 6,495              |
| リース資産         | 7,126               | 退職給付引当金         | 1,984              |
| (無形固定資産)      | ( 394,239)          | <b>負債合計</b>     | <b>8,077,813</b>   |
| 商標権           | 431                 | <b>純資産の部</b>    |                    |
| ソフトウェア        | 392,128             | 科 目             | 金 額                |
| 電話加入権         | 1,678               | <b>【株主資本】</b>   | <b>【6,793,851】</b> |
| (投資その他の資産)    | ( 1,240,072)        | (資本金)           | ( 667,782)         |
| 投資有価証券        | 897,350             | (資本剰余金)         | ( 3,509,216)       |
| 長期前払費用        | 162,281             | 資本準備金           | 3,509,216          |
| 差入保証金         | 59,819              | (利益剰余金)         | ( 3,880,017)       |
| 繰延税金資産        | 96,605              | 利益準備金           | 22,010             |
| その他           | 24,015              | その他利益剰余金        | 3,858,007          |
| <b>資産合計</b>   | <b>14,871,664</b>   | 別途積立金           | 1,260,000          |
|               |                     | 繰越利益剰余金         | 2,598,007          |
|               |                     | (自己株式)          | ( Δ1,263,165)      |
|               |                     | <b>純資産合計</b>    | <b>6,793,851</b>   |
|               |                     | <b>負債・純資産合計</b> | <b>14,871,664</b>  |

# 損 益 計 算 書

（平成21年7月1日から  
平成22年6月30日まで）

(単位：千円)

| 科 目                     | 金         | 額          |
|-------------------------|-----------|------------|
| 売 上 高                   |           | 30,297,781 |
| 売 上 原 価                 |           | 28,843,727 |
| 売 上 総 利 益               |           | 1,454,053  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |           | 856,950    |
| 営 業 利 益                 |           | 597,102    |
| 営 業 外 収 益               |           |            |
| 受 取 利 息                 | 3,727     |            |
| 有 価 証 券 利 息             | 10,005    |            |
| 経 営 指 導 料               | 37,800    |            |
| そ の 他                   | 7,312     | 58,845     |
| 営 業 外 費 用               |           |            |
| 支 払 利 息                 | 1,674     |            |
| 複 合 金 融 商 品 評 価 損       | 102,650   |            |
| そ の 他                   | 5,392     | 109,716    |
| 経 常 利 益                 |           | 546,230    |
| 特 別 利 益                 |           |            |
| 受 取 保 険 金               | 28,497    |            |
| 子 会 社 株 式 売 却 益         | 2,864,311 | 2,892,809  |
| 特 別 損 失                 |           |            |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 39,130    |            |
| 障 害 対 応 費               | 5,059     |            |
| 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入 額 | 94,500    | 138,689    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |           | 3,300,350  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税   | 786,553   |            |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △78,192   | 708,361    |
| 当 期 純 利 益               |           | 2,591,989  |

## 株主資本等変動計算書

（平成21年7月1日から  
平成22年6月30日まで）

（単位：千円）

|          |           |
|----------|-----------|
| 株主資本     |           |
| 資本金      |           |
| 前期末残高    | 667,782   |
| 当期変動額    |           |
| 当期変動額合計  | —         |
| 当期末残高    | 667,782   |
| 資本剰余金    |           |
| 資本準備金    |           |
| 前期末残高    | 3,509,216 |
| 当期変動額    |           |
| 当期変動額合計  | —         |
| 当期末残高    | 3,509,216 |
| 資本剰余金合計  |           |
| 前期末残高    | 3,509,216 |
| 当期変動額    |           |
| 当期変動額合計  | —         |
| 当期末残高    | 3,509,216 |
| 利益剰余金    |           |
| 利益準備金    |           |
| 前期末残高    | 22,010    |
| 当期変動額    |           |
| 当期変動額合計  | —         |
| 当期末残高    | 22,010    |
| その他利益剰余金 |           |
| 別途積立金    |           |
| 前期末残高    | 1,090,000 |
| 当期変動額    |           |
| 別途積立金の積立 | 170,000   |
| 当期変動額合計  | 170,000   |
| 当期末残高    | 1,260,000 |
| 繰越利益剰余金  |           |
| 前期末残高    | 313,686   |
| 当期変動額    |           |
| 別途積立金の積立 | △170,000  |
| 剰余金の配当   | △137,668  |
| 当期純利益    | 2,591,989 |
| 当期変動額合計  | 2,284,320 |
| 当期末残高    | 2,598,007 |

|          |                   |
|----------|-------------------|
| 利益剰余金合計  |                   |
| 前期末残高    | 1,425,696         |
| 当期変動額    |                   |
| 別途積立金の積立 | —                 |
| 剰余金の配当   | △137,668          |
| 当期純利益    | 2,591,989         |
| 当期変動額合計  | <u>2,454,320</u>  |
| 当期末残高    | <u>3,880,017</u>  |
| 自己株式     |                   |
| 前期末残高    | △21,977           |
| 当期変動額    |                   |
| 自己株式の取得  | △1,241,187        |
| 当期変動額合計  | <u>△1,241,187</u> |
| 当期末残高    | <u>△1,263,165</u> |
| 株主資本合計   |                   |
| 前期末残高    | 5,580,718         |
| 当期変動額    |                   |
| 別途積立金の積立 | —                 |
| 剰余金の配当   | △137,668          |
| 当期純利益    | 2,591,989         |
| 自己株式の取得  | △1,241,187        |
| 当期変動額合計  | <u>1,213,132</u>  |
| 当期末残高    | <u>6,793,851</u>  |
| 純資産合計    |                   |
| 前期末残高    | 5,580,718         |
| 当期変動額    |                   |
| 別途積立金の積立 | —                 |
| 剰余金の配当   | △137,668          |
| 当期純利益    | 2,591,989         |
| 自己株式の取得  | △1,241,187        |
| 当期変動額合計  | <u>1,213,132</u>  |
| 当期末残高    | <u>6,793,851</u>  |

## 個別注記表

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

### 2. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券…………… 償却原価法（利息法）

その他有価証券…………… 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、全体を時価評価し、評価差額を当事業年度の損益に計上しております。

##### たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品…………… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品…………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品…………… 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### 有形固定資産（リース資産を除く）

…………… 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び工具、器具及び備品のうちソフトウェアと一体となってサービスを提供するサーバー設備については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～39年

工具、器具及び備品 3年～6年

##### 無形固定資産（リース資産を除く）

…………… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

## リース資産

### 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

…………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

## (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法による期末自己都合要支給額）及び年金資産に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金…………… 役員の退職慰労金の支給に備えるため、期末要支給額相当額を計上しております。

（追加情報）

当社は役員退職慰労金制度を設けておりませんが、平成22年8月9日開催の取締役会において、平成22年9月25日開催予定の定時株主総会における決議を前提に退任取締役に対して退職慰労金を支給することを決議いたしましたので、当該役員退職慰労金相当額を特別損失として計上するとともに、同額を役員退職慰労引当金に計上しております。

## (4) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

なお、控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産の「その他」に計上し、法人税法の規定により均等償却を行っております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 631,735千円

(2) 「収納代行預り金」は回収代行業務に係る預り金であり、それに見合う金額が「現金及び預金」に含まれております。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 82,951千円

仕入高等 24,922千円

営業取引以外の取引高 1,653,910千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 前事業年度末の株式数<br>(株) | 当事業年度増加株式数<br>(株) | 当事業年度減少株式数<br>(株) | 当事業年度末の株式数<br>(株) |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 普通株式 (注)  | 295               | 14,375            | —                 | 14,670            |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加14,375株は、連結子会社であった株式会社一高たかほしから、会社法第163条の規定に基づき取得した10,500株及び現物配当により取得した3,875株による増加であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

流動資産

(繰延税金資産)

未払事業税 49,214千円

役員退職慰労引当金 38,159千円

その他 691千円

繰延税金資産 (流動) の純額 88,065千円

固定資産

(繰延税金資産)

投資有価証券評価損 41,450千円

減価償却費 5,092千円

ソフトウェア 49,262千円

退職給付引当金 801千円

繰延税金資産 (固定) の純額 96,605千円

## 7. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年6月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

(1) 当事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

|            | 機械及び装置<br>(千円) | 工具、器具及び備品<br>(千円) | 合計<br>(千円) |
|------------|----------------|-------------------|------------|
| 取得価額相当額    | 5,300          | 78,816            | 84,116     |
| 減価償却累計額相当額 | 2,826          | 77,899            | 80,726     |
| 期末残高相当額    | 2,473          | 916               | 3,390      |

(2) 当事業年度の末日における未経過リース料期末残高相当額

|     |         |
|-----|---------|
| 1年内 | 2,020千円 |
| 1年超 | 1,474千円 |
| 合計  | 3,494千円 |

(3) その他当該リース物件に係る重要な事項

|          |          |
|----------|----------|
| 支払リース料   | 17,186千円 |
| 減価償却費相当額 | 16,376千円 |
| 支払利息相当額  | 245千円    |

## 8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用につきましては主に安全性の高い預金等で運用し、一部の余剰資金について効率的な運用を図ることを目的として、長期的な債券及び複合金融商品への投資を行っております。また、資金調達につきましては、内部資金を優先して充当することとし、必要に応じて銀行借入等により調達しております。

### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、与信管理規程及び売上債権管理規程に従い、営業部門及び管理部門が顧客の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。

投資有価証券は、余剰資金の運用を目的とした満期保有目的の債券及びその他有価証券（複合金融商品）であり、市場価格等の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、資金運用管理規程に従い、定期的に時価を把握し、取締役会に報告しております。



長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達であり、返済期間5年以内の固定金利による借入金であります。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

|              | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|--------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金   | 10,741,800       | 10,741,800 | —          |
| (2) 売掛金      | 1,615,000        | 1,615,000  | —          |
| (3) 投資有価証券   | 897,350          | 775,560    | △121,790   |
| 資産計          | 13,254,150       | 13,132,360 | △121,790   |
| (1) 買掛金      | 2,564,000        | 2,564,000  | —          |
| (2) 収納代行預り金  | 4,797,116        | 4,797,116  | —          |
| (3) 長期借入金(*) | 90,000           | 90,840     | 840        |
| (4) リース債務(*) | 7,645            | 7,736      | 90         |
| 負債計          | 7,458,762        | 7,459,694  | 931        |

(\*) 1年以内返済予定額を含んでおります。

(注) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、デリバティブを組み込んだ複合金融商品は、複合金融商品全体を時価評価し、「(3) 投資有価証券」に含めて記載しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 収納代行預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金、(4) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社（注2）

| 種類          | 会社等の名称         | 資本金又は出資金<br>(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係                            | 取引の内容                   | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|-------------|----------------|------------------|-----------|-----------------------|--------------------------------------|-------------------------|--------------|----|--------------|
| 子会社<br>(注2) | 株式会社<br>一高たかはし | 476,433          | 小売業       | —                     | マルチペイメントサービス及びシステム開発の受託、灯油等の購入、経営支援等 | マルチペイメントサービスの受託<br>(注3) | 48,864       | —  | —            |
|             |                |                  |           |                       |                                      | システム開発の受託<br>(注3)       | 25,000       | —  | —            |
|             |                |                  |           |                       |                                      | 灯油等の購入<br>(注4)          | 2,554        | —  | —            |
|             |                |                  |           |                       |                                      | 経営指導料等の受取<br>(注5)       | 48,150       | —  | —            |
|             |                |                  |           |                       |                                      | 出向料の支払<br>(注6)          | 11,665       | —  | —            |
|             |                |                  |           |                       |                                      | 自己株式の取得<br>(注7)         | 1,175,105    | —  | —            |
|             |                |                  |           |                       |                                      | 配当の受取                   | 1,571,080    | —  | —            |
|             |                |                  |           |                       |                                      | 配当金の支払                  | 45,030       | —  | —            |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税が含まれていません。

2. 平成22年6月30日付で当社が保有する株式会社一高たかはしの全株式を譲渡したことにより、同社は関連当事者に該当しなくなったため、期末残高については記載を省略し、取引金額については関連当事者であった期間の金額を記載しております。

3. マルチペイメントサービスの受託並びにシステム開発の受託については、他の顧客と同等の条件により決定しております。

4. 灯油等の購入については、一般の相場を基準として交渉を行い決定しております。

5. 経営指導料等については、業務内容等を勘案し、個別に交渉を行い決定しております。

6. 出向料については、出向者の給与相当額に基づき決定しております。

7. 自己株式10,500株の取得価額については、売買契約締結日における直近1ヶ月間の終値平均によっております。

10. 1株当たり情報に関する注記
- |                |            |
|----------------|------------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 67,702円23銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 23,030円08銭 |
11. 重要な後発事象に関する注記  
該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成22年 8 月 27 日

ウェルネット株式会社

取締役会 御中

#### 創研合同監査法人

代表社員 公認会計士 島 貫 幸 治 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 北 倉 隆 一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ウェルネット株式会社の平成21年7月1日から平成22年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウェルネット株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成22年 8 月27日

ウェルネット株式会社  
取締役会 御中

#### 創研合同監査法人

代表社員 公認会計士 島 貫 幸 治 ㊞  
業務執行社員  
業務執行社員 公認会計士 北 倉 隆 一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ウェルネット株式会社の平成21年7月1日から平成22年6月30日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年7月1日から平成22年6月30日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他の審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人創研合同監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人創研合同監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年 8 月30日

ウェルネット株式会社 監査役会

監査役（常勤） 志 賀 八 良 ⑩

監 査 役 赤 澤 正 通 ⑩

監 査 役 後 藤 勝 彦 ⑩

(注) 常勤監査役志賀八良、監査役赤澤正通及び後藤勝彦は、社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を充実させつつ、業績動向や経営環境等を総合的に勘案して、株主様への利益還元を実施していくことを基本方針としてまいりました。当期においては、株式会社一高たかはしの全株式を売却したことに伴う関係会社株式売却益の計上により、当期純利益が大幅に増加したことや、当社の業績動向や経営環境を踏まえ、当期の配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

また、その他の剰余金の処分に関する事項につきましては、既存事業の強化・拡大、新規事業の創出・育成に向けた研究開発、設備投資等に充当し、長期的な企業価値向上を図るため、内部留保に努めることとし、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 1. 期末配当に関する事項

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき普通配当1,500円に特別配当700円を加え、2,200円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、220,767,800円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成22年9月27日

### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

#### (1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 2,300,000,000円

#### (2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,300,000,000円



## 第2号議案 取締役7名選任の件

現取締役全員7名は、本総会終結の時をもって任期満了となり、うち取締役萬範幸氏は本総会終結の時をもって退任となります。つきましては、改めて取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 柳本孝志<br>(昭和28年3月8日生)  | 昭和46年4月 サンヨーゴム㈱入社<br>昭和57年10月 ㈱一高たかはし入社<br>平成4年6月 同社取締役<br>平成8年9月 当社代表取締役社長<br>平成9年6月 ㈱一高たかはし常務取締役<br>平成15年9月 ㈱一高たかはし取締役<br>平成21年9月 当社代表取締役会長(現任) | 4,648株     |
| 2     | 宮澤一洋<br>(昭和35年2月24日生) | 昭和58年3月 東洋計器㈱入社<br>平成8年3月 ㈱一高たかはし入社<br>平成8年9月 当社取締役営業部長<br>平成21年9月 当社代表取締役社長(現任)                                                                  | 2,280株     |
| 3     | 栗原章<br>(昭和33年1月7日生)   | 昭和59年4月 ソニー㈱入社<br>平成21年5月 当社入社<br>平成21年7月 当社執行役員システム開発部長<br>平成21年9月 当社取締役システム開発部長(現任)                                                             | 一株         |
| 4     | 小林伴之<br>(昭和38年6月22日生) | 昭和60年8月 西日本ローソン㈱(現㈱ローソン)入社<br>平成19年12月 当社入社<br>平成21年7月 当社執行役員オンラインビジネス営業部長<br>平成21年9月 当社取締役オンラインビジネス営業部長(現任)                                      | 一株         |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                   | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5     | 滝島啓介<br>(昭和47年9月22日生) | 平成8年4月 関東電子(株) (現丸紅インフォテック(株)) 入社<br>平成18年8月 当社入社<br>平成21年7月 当社執行役員電子認証営業部長<br>平成21年9月 当社取締役電子認証営業部長(現任)                                             | 一株         |
| 6     | 小野泰広<br>(昭和38年9月22日生) | 昭和61年4月 北海道ビジネスオートメーション(株) (現(株)HBA) 入社<br>平成10年5月 当社入社<br>平成22年7月 当社業務部業務2課課長(現任)                                                                   | 138株       |
| 7     | 小澤幹人<br>(昭和52年8月20日生) | 平成18年11月 司法試験合格<br>平成19年9月 東京第二弁護士会登録<br>平成19年9月 佐藤総合法律事務所入所<br>平成21年1月 東山法律事務所設立、代表<br>平成21年6月 当社監査役<br>平成21年7月 港国際法律事務所入所(現任)<br>平成21年9月 当社取締役(現任) | 一株         |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小澤幹人氏は、社外取締役候補者であります。
3. 小澤幹人氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するのに適任であり、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断したためであります。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
4. 小澤幹人氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会集結の時をもって1年となります。
5. 当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。なお、小澤幹人氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役志賀八良氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、地位及び<br>重要な兼職の状況                                       | 所有する当社の株式数 |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------|------------|
| 埴原義夫<br>(昭和24年8月28日生) | 昭和48年4月 日本勸業角丸証券㈱(現みずほインベスターズ証券㈱)入社<br>平成20年5月 同社営業店統括部理事 | 一株         |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 埴原義夫氏は、社外監査役候補者であります。
3. 埴原義夫氏を社外監査役候補者とした理由は、金融業界で培ってきた専門知識・経験等を当社の監査体制に反映していただくためであります。
4. 候補者埴原義夫氏が選任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

### 第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任されます取締役萬範幸氏に対し、創業時からの功績と在任中の労に報いるため、退職慰労金として94,500千円を贈呈することといたしたいと存じます。

なお、贈呈の時期、方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

| 氏名    | 略歴                 |
|-------|--------------------|
| 萬 範 幸 | 平成8年9月 当社取締役 現在に至る |

## 第5号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件

当社は、平成22年5月24日開催の取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を決定するとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとして、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入いたしました。本プランは、下記三. 2. 「(5)本プランの発効、有効期間、廃止及び変更」に記載のとおり、株主の皆様のご意思に従い、株主総会または取締役会の決議に基づいて廃止できるように設計されており、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

当社としては、平成22年9月25日に開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、本プランにつき株主の皆様のご意思を確認させていただき予定としておりましたことから、本議案において、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

### 一. 基本方針の内容

当社は、平成8年に現在の商号へと変更し、実質的な創業をして以来、「思い」を持った社員とともに自らの可能性を信じ続け“世の中にあったら便利なくみ”を自らリスクを負って開発し、社会に対して“すぐに利用できる具体的な形＝プラットホーム”として提供することにこそビジネスの意味、醍醐味であるという企業理念のもと、その実現に向けた挑戦を続けてまいりました。当社は、このような挑戦を続けることにより、収納代行業業を中核事業として持続的な成長を実現し、平成16年には、ジャスダック市場に上場を果たし、平成22年6月30日現在の時価総額は、8,430百万円の企業となるに至っております。

現在、当社が実現しようと挑戦している“世の中にあったら便利なくみ”は、(a)サービスや商品を購入するお客様には、時間と場所の制約を受けず“いつでもどこでも”欲しいものをご購入できる「利便性」を提供し、(b)一方では販売等事業者様には、前記(a)の実現による「販売等機会の極

大化」を可能とすべく、ITによりワンストップかつリアルタイムに価値移動を快適に行うことができる“バリュートランスファープラットフォーム”です。

当社といたしましては、今後当面の間、中核事業である収納代行事業に関して必要条件である財務状況の健全性を保持しながらも、このような“バリュートランスファープラットフォーム”の拡張、拡大を目指し、「思い」を持った社員とともに、当社の企業理念である自らリスクを負って開発した成果物を通じて、豊かな社会の発展に貢献したいと考えております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また当社は、当社株式の大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が事業計画や代替案等を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉等を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。特に、現在の当社には、(a)当社の中核事業である収納代行事業を安全に遂行すべく、もともと健全な財務状況を確保していることに加え、(b)当社が保有する完全子会社であった株式会社一高たかはしの全株式を売却処分し、多額の現金を保有する特殊な事情が存在いたします。

したがって、当社としてはこのような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上する必要があると考えております。

## 二. 基本方針の実現に資する特別な取り組み

### 1. 企業価値向上に向けた取り組み

当社は、前述したように、平成8年の実質的創業以来、「思い」を持った社員とともに自らの可能性を信じ続け“世の中にあったら便利なくみ”を自らリスクを負って開発し、社会に対して“すぐに利用できる具体的な形＝プラットフォーム”として提供するという企業理念に基づき、収納代行事業者の草分けの新興企業として業績を伸ばしてきました。そして、平成21年度には、当社の中核事業の収納代行事業に必要なとされる強靱な財務体質の確保等の観点から、時価総額において大幅に逆転していた元親会社である株式会社一高たかはしを株式交換により完全子会社化したことに伴い、当社のさらなる成長と発展のための基盤をより強固なものとしたしました。

そして、現在の当社は、(a)多数の事業者様からの信頼を得て、そのお客様から多額の収納金を預かるとともに、(b)お取引いただく収納代行機関様も増え、また、社内関係においては、(c)株式交換により株式会社一高たかはしの株主様に当社の株主様になっていただくなど株主様の数も増え、(d)事業の拡大にあわせて社員の数も増えました。そこで、当社は、IT関係の新興企業から、このような多種多様なステークホルダーの皆様によりご満足いただける企業に生まれ変わるべく、原価構成分析システムの構築を通じて事業内容の可視化を進め、新規事業取組プロセスの透明化を図り、それらを支援するための人事評価システムを更新するとともに、下記2.に記載のようにコーポレート・ガバナンスの強化にも取り組んでおります。

### 2. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、事業規模の拡大及び事業内容の複雑化を踏まえ、平成21年度以降、実質的創業メンバーに加えて、業務執行体制強化のために取締役数を増員し、さらに独立役員となる社外取締役及び社外監査役を経営陣に迎えて、コーポレート・ガバナンスの確立と強化を図ってまいりました。各独立役員は、当社取締役会において忌憚のない意見を述べ、時には実際に経営者提案の議案に反対するなど、経営者に対する牽制、監督機能を十分に果たしております。

### 3. 株主に対する利益還元について

当社は、“世の中にあったら便利なしくみ”を自らリスクを負って開発するという当社の企業理念の実現や、中核事業である収納代行事業の遂行には健全な財務体質が強く要請されることから、十分な内部留保の確保が必要と考えております。しかしながら、他方では、当社は、株主の皆様積極的に支持される会社でありたいと願っており、そのための施策の一環として、今後、従来以上に配当性向にも配慮していく方針でおります。

## 三. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

### 1. 本プラン導入の目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、基本方針に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大量買付がなされることを防止するために導入されるものです。

そして、すでに述べてきたように、当社は、当社の保有する完全子会社であった株式会社一高たかはしの全株式を売却処分するなどし、多額の現金を保有する特殊な事情が存在いたします。

また、当社の主要株主についていえば、平成22年6月30日現在、総株主の議決権の数に対する割合にして約12%を保有する株式会社日本政策投資銀行を除けば、いずれも5%以下に過ぎず、確固たる安定株主が存在しない状態といえます。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式の大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様様に事業計画や代替案等を提示するために必要な時間及び情報を確保するとともに、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断いたしました。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一環として、本プランを導入することを決定いたしました。

なお、本プラン導入日現在、当社株式の大量買付行為に係る提案等を受けている事実は一切ありません。また、平成22年6月30日現在における当社の大株主の状況は、「事業報告」「2. 会社の現況 ④大株主（上位10位）」（10頁）のとおりです。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランの概要

#### (a) 本プランに係る手続き

本プランは、当社の株券等に対する買付等（下記「(2)本プランに係る手続き」(a)に定義されます。以下同じ。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様取締役会の事業計画や代替案等を提示したり、買付者等との協議・交渉等を行ったりするための手続きを定めております（下記「(2)本プランに係る手続き」をご参照ください。）。なお、買付者等には、本プランに係る手続きを遵守していただき、本プランに係る手続きの開始後、当社取締役会において新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議がなされるまでの間または株主総会において新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議がなされるまでの間、買付等を進めてはならないものとしております。

#### (b) 新株予約権の無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続きに従うことなく買付等を行うなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細については下記「(3)本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照ください。）には、当社は当該買付者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記「(4)本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）をその時点のすべての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割当てます。



(c) 取締役の恣意的判断を排するための独立委員会の利用

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則（その概要については別紙1をご参照ください。）に従い、当社経営陣から独立した、企業経営等に関する専門的知識を有する者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

当初の独立委員会は、独立性の高い3名により構成される予定です。その委員の氏名及び略歴は別紙2に記載のとおりです（独立委員会委員の選任基準、決議要件及び決議事項については別紙1をご参照ください。）。

(d) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合または当社による本新株予約権の取得と引き換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。

(2) 本プランに係る手続き

(a) 対象となる買付等

本プランは、次の①または②もしくはこれらに類似する行為またはこれらの提案\*<sup>1</sup>（当社取締役会が別途認めるものを除き、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付者等には、予め本プランに定められる手続きに従っていただくこととします。

① 当社が発行者である株券等\*<sup>2</sup>について、保有者\*<sup>3</sup>の株券等保有割合\*<sup>4</sup>が20%以上となる買付等

---

\*<sup>1</sup> 「提案」は第三者に対する勧誘行為を含みます。

\*<sup>2</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

\*<sup>3</sup> 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

\*<sup>4</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本書において同じとします。

② 当社が発行者である株券等\*<sup>5</sup>について、公開買付け\*<sup>6</sup>を行う者の株券等所有割合\*<sup>7</sup>及びその特別関係者\*<sup>8</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続きを遵守する旨の誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名または記名捺印のなされたもの）及び当該署名または捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の①から⑨に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

---

\* 5 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。②において同じとします。

\* 6 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本書において同じとします。

\* 7 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本書において同じとします。

\* 8 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、すみやかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、買付者等による買付等の方法等の事情も考慮の上、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接または当社取締役会を通して間接的に、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、係る本必要情報を追加的に提出していただきます。

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者\*<sup>9</sup>、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、経営成績、法令違反をしたことがある場合や法令遵守に関して監督官庁から指導等を受けたことがある場合はその具体的内容、当該買付等による買付等と同種の取引の経験及びその結果、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）
- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期・方法、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
- ③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容及びそのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）
- ④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑤ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意（締結日、相手方及びその具体的内容を含みます。）
- ⑥ 買付等の後の当社の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑦ 買付等の後における当社の社員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針

---

\* 9 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として下記(e)①に記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案等の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加的に提出を求められた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業価値評価等の検討（必要に応じ、外部専門家による検討を含みます。）等に必要時間を考慮して適宜回答期限（原則として60日以内とします。なお、係る期間は、当社の事業規模、事業の性格、事業の特殊性、株主構成等に鑑み、当社取締役会が、外部専門家による検討結果等を踏まえ、意見、根拠資料その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提供するのに必要な期間として設定しておりますが、当社取締役会としては可能な限りすみやかに所要の検討を行うことといたします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。））、その根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提供するよう要求することがあります。

② 独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記①に記載のとおり情報・資料等の提供を要求した場合には）当社取締役会からの情報・資料等（追加的に提供を要求したものも含まれます。）の提供が十分になされたら独立委員会が認めた場合、原則として最長60日間の検討期間（ただし、下記(e)③に記載する場合等には、

独立委員会は最長30日間の範囲内で当該期間の延長・再延長をその決議をもって行うことができますものとし、以下「独立委員会検討期間」といいます。)を設定します。独立委員会は、独立委員会検討期間において、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値については株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、独立委員会検討期間において、直接または当社取締役会を通して間接的に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、また、当社取締役会の提示する事業計画や代替案等の株主の皆様に対する提示等を行うものとし、ます。

独立委員会の判断が、当社の企業価値については株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとし、ます。

買付者等は、独立委員会が、直接または当社取締役会を通して間接的に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、すみやかにこれに応じなければならないものとし、ます。

#### (e) 独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が現れた場合において、次のとおり、当社取締役会に対する勧告等を行うものとし、ます。

##### ① 本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続きを遵守しなかった場合または買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記「(3)本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告し、ます。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、次の(イ)または(ロ)のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降、本新株予約権の行使期間開始日（下記「(4)本新株予約権の無償割当ての概要」(f)において定義されます。）の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (イ) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記「(3)本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないかまたは該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを相当と判断する場合でも、予め本新株予約権の無償割当ての実施について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に、その旨を勧告するものとします。

## ② 本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討（当社取締役会の事業計画・代替案との比較検討等を含みます。）、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記「(3)本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当ではないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記「(3)本新株予約権の無償割当ての要件」に定めるいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合

には、本新株予約権の無償割当てを実施することの新たな勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間の満了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います（なお、当該期間延長後、さらなる期間の延長を行う場合においても同様の手続きによるものとします。）。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、その延長の目的である情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議をすみやかに行うものとします。

(g) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、(イ)独立委員会から予め本新株予約権の無償割当ての実施について株主総会の決議を得るべき旨を勧告された場合または(ロ)当該買付等につき、下記「(3)本新株予約権の無償割当ての要件」(b)から(e)への該当性が問題となる場合において、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上、善管注意義務に照らして株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、実務上可能な限りすみやかに株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議するものとします。当社取締役会は、株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施を承認する旨の決議がなされた場合には、当該決議に従い、本新株予約権の無償割当てに必要な手続きを遂行します。

買付者等は、本プランに係る手続きの開始後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行う

までの間または株主意思確認総会が開催される場合には株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議がなされるまでの間、買付等を実施してはならないものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令または金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続きの進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実及び独立委員会検討期間の延長が行われた事実を含みます。）または独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が次の(a)から(e)のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記「(2)本プランに係る手続き」(f)及び(g)に記載される当社取締役会または株主意思確認総会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記「(2)本プランに係る手続き」(e)に記載のとおり、買付者等が次の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることとなります。

(a) 次に掲げるような、上記「(2)本プランに係る手続き」に定める手続きを遵守しない買付等である場合

- ① 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案等を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合
- ② 独立委員会に本プランに定める独立委員会検討期間を与えることなく行われる買付等である場合
- ③ 株主意思確認総会が開催される場合において、株主意思確認総会の決議を待たずに行われる買付等である場合
- ④ 本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われる買付等である場合

(b) 次に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合



- ① 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買い取りを要求する行為
  - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
  - ⑤ 真に会社経営に参加する意思がないにも関わらず、専ら株価を上昇させて高値で当社関係者等に引き取らせる目的で買収を行うような行為
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは、明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (d) 買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期・方法、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針・事業計画並びに買付等の後における当社の他の株主、当社の社員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分または不適当な買付等である場合
- (e) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の社員、取引先、顧客その他との関係または当社の企業価値の源泉、ブランド価値もしくは企業文化を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

#### (4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、次のとおりです。

##### (a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議または株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

##### (b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割当てます。

##### (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

##### (d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

##### (e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限として本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

##### (f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、係る行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者\*<sup>10</sup>、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者\*<sup>11</sup>、④特定大量買付者の特別関係者もしくは⑤上記①から④のいずれかに該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者または⑥上記①から⑤のいずれかに該当する者の関連者\*<sup>12</sup>（以下、①から⑥のいずれかに該当

---

\*10 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。

\*11 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注\*12において同じとします。）の買付等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注\*12において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。

\*12 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

する者を「非適格者」と総称します。)は、一定の例外事由\*13が存在する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上、適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、下記(i)に記載のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、すべての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

---

\*13 具体的には、(イ)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止もしくは撤回しまたは爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託して当社株式を処分した場合で、かつ、(ロ)買付者等の株券等保有割合(ただし、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。)として当社取締役会が認めた割合(以下「非適格者株券等保有割合」といいます。)が、(ハ)当該買付等の前における非適格者株券等保有割合または(ニ)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されております。なお、係る非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続き等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使のものすべてを取得し、これと引き換えに、本新株予約権 1 個につき当社株式の対象株式数を交付することができます。また、当社が取得を実施した日以降に、非適格者以外の第三者が譲渡等により非適格者が有していた本新株予約権を有するに至った場合には、当該本新株予約権につき、当社は係る本新株予約権の取得を行うことができます。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めます。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(1) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本プランの発効、有効期間、廃止及び変更

本プランは、平成22年5月24日開催の取締役会決議により導入されましたが、有効期間を平成22年9月25日開催予定の本定時株主総会の終結の時までとします。株主の皆様の意思を反映するため、本定時株主総会で本プランの継続についてお諮りしますが、本プランの継続に関する承認については、いわゆる勧告的決議として、本定時株主総会における普通決議により賛否を決するものとします。なお、これを株主の皆様にご承認いただいた場合、本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時まで延長されるものとします。ただし、本プランの有効期間中であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設もしくは改廃が行われまたは重要な司法判断が示され、当該新設、改廃または判断を反映するのが適切である場合、形式的な修正を行うのが適切である場合、株主総会決議の趣旨の範囲内で独立委

員会の承認を得た上で、本プランを修正・変更することがあります。

当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実及び（変更の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報の公表をすみやかに行います。

### 3. 株主の皆様等への影響

#### (1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

#### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会または当社株主総会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払い込みその他下記「(3)本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き」(b)において詳述する本新株予約権の行使に係る手続きを経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。ただし、当社は、下記「(3)本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き」(c)に記載する手続きにより、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社に係る取得の手続きをとった場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払い込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、原則として保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

なお、当社は、割当期日や本新株予約権の無償割当ての効力発生日においても、例えば、買付者等が買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降、本新株予約権の行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新

株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き

(a) 本新株予約権の無償割当ての手続き

当社取締役会または当社株主総会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様の本新株予約権が無償にて割当てられ、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

(b) 本新株予約権の行使の手続き

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言並びに当社株式の割当対象株主の皆様のお口座への振替に必要な情報を含む当社所定の書式によるもの）とします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、権利行使期間内でかつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を下限として、当社取締役会または当社株主総会における本新株予約権無償割当て決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき1株の当社株式が発行されることとなります。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続き

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引き換えに当社株式を株主の皆様へ交付するときは、すみやかにこれを交付いたします。この場合、係る株主の皆様には、別途、ご自身が非適

格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、当社取締役会または当社株主総会において本新株予約権無償割当て決議が行われた後、株主及び投資家の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

#### 四. 上記の取り組みの次に掲げる要件への該当性に関する当社の取締役会の判断及びその判断に係る理由

##### 1. 当該取り組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に事業計画・代替案等を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行ったりすることを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものであります。

##### 2. 当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取り組みは、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

##### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しております。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を勘案した内容となっております。



(2) 株主意書を重視するものであること

当社は、上記三. 2. 「(5)本プランの発効、有効期間、廃止及び変更」に記載のとおり、その発効は当社取締役会決議によるものですが、本定時株主総会において本プランにつき承認可決の決議がなされることを条件として本プランを継続させていただく予定であります。また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合、株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの導入及び廃止は、当社株主の皆様のご意思に基づくこととなっております。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発効及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置いたします。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、上記三. 2. 「(2)本プランに係る手続き」に記載のとおり、こうした独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うことといたします。

このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主及び投資家の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

なお、当初の独立委員会は、独立性の高い3名により構成される予定であります（独立委員会の委員選任基準、決議要件及び決議事項等については別紙1をご参照ください。また、当初の独立委員会の委員の氏名及び略歴は別紙2をご参照ください。）。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記三. 2. 「(2)本プランに係る手続き」(e)及び三.

2. 「(3)本新株予約権の無償割当ての要件」に記載のとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) 外部専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしております。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記三. 2. 「(5)本プランの発効、有効期間、廃止及び変更」に記載のとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

## 独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役または当社社外監査役または社外の有識者のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務もしくは当社の業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならない、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。当社社外取締役または当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、次の①から③に定める事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う（ただし、①に定める事項につき、株主意識確認総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ① 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施（これらの事項についての株主総会への付議の実施を含む。）
  - ② 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
  - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、次の①から⑤に定める事項を行う。
  - ① 当該買付等が本プランの発動の対象となるかどうかの判断
  - ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
  - ③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
  - ④ 買付者等との協議・交渉
  - ⑤ 当社取締役会に対する代替案等の提示の要求・代替案等の検討

⑥ 独立委員会検討期間の延長の決定

⑦ 本プランの修正または変更の承認

⑧ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項

⑨ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

・独立委員会は、買付者等に対し、提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に本必要情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から、買付説明書及び独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提供するよう要求することができる。

・独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接または当社取締役会を通して間接的に、買付者等と協議・交渉等を行うものとし、また、当社取締役会等の代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。

・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、社員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。

・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。

・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。

・独立委員会の決議は、原則として独立委員会委員全員が出席（テレビ会議または電話会議による出席を含む。以下同じ。）し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以上

独立委員会委員の氏名及び略歴

独立委員会の委員は、以下の3名であります。

赤澤 正通（あかざわ まさみち）

【略歴】

昭和44年4月 三井物産(株)入社  
平成11年10月 テクノレント(株)代表取締役社長  
平成13年4月 三井物産マシナリー(株)代表取締役副社長  
平成21年6月 当社監査役（現任）

森 俊明（もり としあき）

【略歴】

昭和63年4月 サンワ等松青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所  
平成3年4月 公認会計士登録  
平成9年8月 椿勲公認会計士事務所入所  
平成15年4月 税理士登録  
平成15年9月 ブリッジ総合会計事務所代表  
平成18年9月 (株)サイバックス会計参与（現任）  
平成19年6月 (株)ひまわりホールディングス社外監査役（現任）  
平成19年6月 一般社団法人知的財産教育協会監事（現任）  
平成21年11月 B E 1 総合会計事務所代表（現任）  
平成21年12月 (株)文教堂グループホールディングス社外取締役（現任）

小澤 幹人（おざわ みきと）

【略歴】

平成18年11月 司法試験合格  
平成19年9月 東京第二弁護士会登録  
平成19年9月 佐藤総合法律事務所入所  
平成21年1月 東山法律事務所設立、代表  
平成21年6月 当社監査役  
平成21年7月 港国際法律事務所入所（現任）  
平成21年9月 当社取締役（現任）

（注1）赤澤正通氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、小澤幹人氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。両氏と当社との間に特別な利害関係はなく、取引関係もありません。

（注2）森俊明氏と当社との間に特別な利害関係はなく、取引関係もありません。

以 上

以 上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会会場ご案内略図

会場 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号  
東京国際フォーラム ホールD5

会場が昨年とは異なりますのでご注意ください。



最寄駅 JR線(山手線・京浜東北線)有楽町駅 国際フォーラム口より徒歩1分  
東京メトロ有楽町線 有楽町駅 A4b出口より徒歩1分※  
※地下通路で東京国際フォーラム地下1階と連絡しています。

JR線東京駅丸の内南口(徒歩5分)、東京メトロ日比谷線日比谷駅(徒歩5分)、都営地下鉄三田線日比谷駅(徒歩5分)からもご来場いただけます。

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。